

通学費補助金のご案内

町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に、予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助する制度です。所得による制限はありません。

詳細は入学後、学校・保護者間連絡システム(tetoru(テトル))でお知らせいたします。

1. 対象となる方（以下の(1)～(6)すべてに該当する方）

- (1) 町田市立小・中学校に在籍していること。
- (2) 通学距離が、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上あること。
- (3) 指定校もしくは教育委員会が定めた特認校に通学していること。
※就学指定校変更制度・通学区域緩和制度利用者は対象外です。
※学校統合・建替え等の影響により通学費の支給対象になる場合、該当者に別途通知いたします。
- (4) 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- (5) 定期券を購入していること。（神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。ICカードのデポジットは支給対象外です。）
- (6) 購入した通学定期券の有効期間及び金額を確認するための資料（定期券内容控等）を添付すること。

2. 支給金額

○支給金額：通学定期券の3分の2の額

3. 申請方法

申請方法等の詳細は入学後お知らせでご確認ください。まちだ子育てサイトでもご確認ください。

4 まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先



就学援助費・就学奨励費の制度についてはこちらからご覧いただけます。



通学費補助金の制度についてはこちらからご覧いただけます。

※現在掲載している内容は、2025年度の内容です。2026年度の内容は4月1日以降に更新いたします。

【制度についての問い合わせ先】

町田市森野2丁目2番22号 町田市役所10階 町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当
TEL：042-724-2176 FAX：050-3161-7996

就学援助費制度のご案内

町田市では、経済的にお困りのご家庭を対象に、小学校や中学校の授業や行事に必要な費用を就学援助費として支給しています。前年の所得による審査があります。

詳細は入学後、学校から全児童・生徒に配布されるご案内（制度のお知らせ）をお配りします。また、学校・保護者間連絡システム(tetoru(テトル))でお知らせいたします。

1 就学援助制度の対象となる方

- ①生活保護を受けている方
- ②生計を共にしている家族全員の前年の合計所得額が「準要保護基準額」未満の方

生計を共にしている 家族の人数	合計所得の世帯合計上限額目安（給与収入の場合）	
	賃貸（賃貸借契約書を交わしている）	持家（住宅ローンを支払い中も含む）
2 人	253～273 万円	169～189 万円
3 人	290～344 万円	206～260 万円
4 人	314～400 万円	230～316 万円
5 人	334～448 万円	250～364 万円
6 人	361～507 万円	277～423 万円

※基準額は家族の人数・年齢によって変わります。そのため上限額に幅があります。

※会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比べてください。

2 支給費目（現時点の予定です）

学用品通学用品費、入学準備金、校外活動費、移動教室・修学旅行費、通学費（※）、医療費、卒業アルバム費、オンライン学習通信費 など（それぞれ支給上限・条件があります。）

※生活保護を受給している場合、教育扶助に含まれる一部の費目について就学援助では支給しません。

※通学費については別途支給要件があります。

3 申請方法・制度のご案内について

申請方法等の詳細は、入学後の4月に学校から全児童・生徒に配布されるご案内（制度のお知らせ）をご確認ください。まちだ子育てサイトでもご確認ください。

- ・制度の利用を希望される方は全員申請が必要です（生活保護を受けている方も申請が必要です。）。
- ・入学準備金の入学前支給を申請された方も、改めて入学後の4月中に申請が必要です。
- ・この制度は前年の所得により審査を行います。申請の前に、必ず申告（年末調整、確定申告、市・都民税申告）を済ませてください。

4 お子さまが特別支援学級在籍の場合

お子さまが特別支援学級に在籍の方は「就学奨励費制度」が該当します。申請のご案内は入学後の4月に学校から配布されるご案内（制度のお知らせ）をご確認ください。

- ・特別支援学級在籍者は全員援助の対象となる制度です。援助の内容については裏面「4 まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先」の二次元コードからご確認ください。

裏面は「通学費補助金のご案内」です→